

SNS中傷対策と表現の自由を考える

京都大学大学院
法学研究科教授
曾我部 真裕

はじめに

ソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）上での誹謗中傷対策のあり方に改めて関心が集まっている。今年5月、リアリティー番組に出演していた女子プロレスラーの木村花氏が、番組中の言動を理由にSNS上で激しい誹謗中傷を受けた揚げ句、亡くなるという痛ましい出来事がきっかけである。

もちろん、この事件の前からSNS上での誹謗中傷に苦しんでいる被害者は少なからずいる。実際、この15年ほ

どの間に、各種のSNSが普及し、情報の拡散力が飛躍的に高まった。それによって、それまではそれほど深刻に捉えられてこなかった問題（例えば、セクハラや性被害の問題）が広く社会に周知され、政策にも影響を与えるなど、評価すべき変化も生じた一方で、ヘイトスピーチやフェイクニュースといった問題のほか、個人に対する誹謗中傷の被害も深刻化した。

誹謗中傷対策については、今回の出来事が与党や政府を動かし、具体的な取り組みが進み始めている。与党においては、6月11日に自民党PTから、

同23日に公明党PTから、それぞれ政府に対して提言がなされている。政府においては、総務省や法務省で検討が進められているが、現在のところ最も先行しているのは、総務省の「発信者情報開示の在り方に関する研究会」（以下、単に「研究会」という）での検討である（なお、筆者は研究会の座長であるが、本稿での記述は個人としての意見である）。

研究会は、中間とりまとめ（案）を作成し、7月16日からパブリックコメントを募集している（受付締切日は8月14日）。その内容は、プロバイダ責

任制限法に基づく、誹謗中傷者の身元情報の開示手続（「発信者情報開示手続」という）の改革に関するものである。特に、新たな裁判手続の創設を検討する必要性を示した点が目玉となる。このことの意味と課題については後述することとして、まずは、SNSでの誹謗中傷に対する主な対策について簡単に説明することにした。

SNSでの誹謗中傷に対する主な対策

①削除請求

SNS上で誹謗中傷を受けた場合、被害者は、SNSの運営事業者に対してその投稿の削除を求めることができ

る。SNSでは利用規約において一定内容の投稿を禁止しており、禁止事項に他人への誹謗中傷が含まれているので、SNSの運営事業者は、この規約に基づいてそうした投稿を削除することができ。また、悪質な場合にはアカウントを停止することもできる。

もっとも、正当な批判と許されない誹謗中傷とを区別することは困難である。他者を激しく攻撃するような投稿であっても、政治家のような公人の言動に対する批判や、その他公共性のあるような事柄に関するものは、民主主義社会においてはできる限り認める必要がある。また、公共性はさほどないような批判的投稿であっても、削除す

るほどでもないものも考えられ、これらの線引きは難しい。

冒頭でも述べたように、特に広く利用されているSNSでは社会的に意義のある情報発信も多数行われており、表現の自由にとって重要なプラットフォームとなっている。誹謗中傷の被害者の保護と、表現の自由の保障との間のバランスには十分注意をしなければならない。

②損害賠償請求など法的な対応

執拗に中傷してくる者がいるような場合、個々の投稿の削除請求にとどまらず、いわば加害の根本を断つためにも発信者の法的な責任を問いたいと思う場合もあるだろう。その場合、まずは発信者の身元を突き止める必要がある。SNSでの情報発信の多くは匿名で行われるが、多くの場合は身元の調査は可能である。そのために用いられるのが、「はじめに」でも触れた、プライバシー責任制限法4条の定める発信



そがべ・まさひろ

1974年生まれ、横浜市出身。京都大学大学院法学研究科教授（憲法・情報法）。聖光学院高等学校、京都大学法学部、同大学院法学研究科修士課程、司法修習生（第54期）などを経て2013年から現職。放送倫理・番組向上機構（BPO）委員、朝日新聞論壇委員、情報法制研究所（JILIS）理事など。著書に『情報法概説（第2版）』（共著、弘文堂）など。

者情報開示手続である。

そこでは、その投稿によって「権利が侵害されたことが明らかであるとき」には、プロバイダ（SNSや、インターネット接続プロバイダ「ISP」）は自社の保有している発信者情報を被害者に開示しなければならないとされている。被害者は、この手続によって発信者の住所や氏名といった情報を入手し、損害賠償請求訴訟を提起するなどの措置をとることができる。

ただ、この手続には課題もある。主なものを挙げると、第1に、複数回の開示請求をしなければならないことである【図参照】。つまり、誹謗中傷の投稿が行われたSNS事業者は、発信者の住所や氏名の正確な情報を保有しているわけではない（アカウントを作成する際に、こうした情報は必ずしも求められないため）。したがって、SNS事業者に開示請求をしても、得られる情報は、誹謗中傷の投稿の際のI

Pアドレス（どのプロバイダ経由で投稿されたのか等が分かる）やタイムスタンプ（投稿日時が分かる）といったものにとどまる。

被害者は、こうした情報を基に、再度、ISPに開示請求をすることによって、ようやく住所や氏名といった情報を入手することができるが、このように複数回の開示請求（しかも、次段落で述べるように裁判手続によって行う必要があることが多い）をしなければならない。なお、開示請求に時間がかかった場合などに、プロバイダが通信記録（ログ）を消去してしまっていれば、開示請求はいわば空振りに終わる。ログの保存のあり方も課題となる。

第2に、「権利が侵害されたことが明らかであるとき」という判断が意外と難しいということである。「明らか」かどうかの判断は簡単だろうと思われるが、発信者情報が開示されることは匿

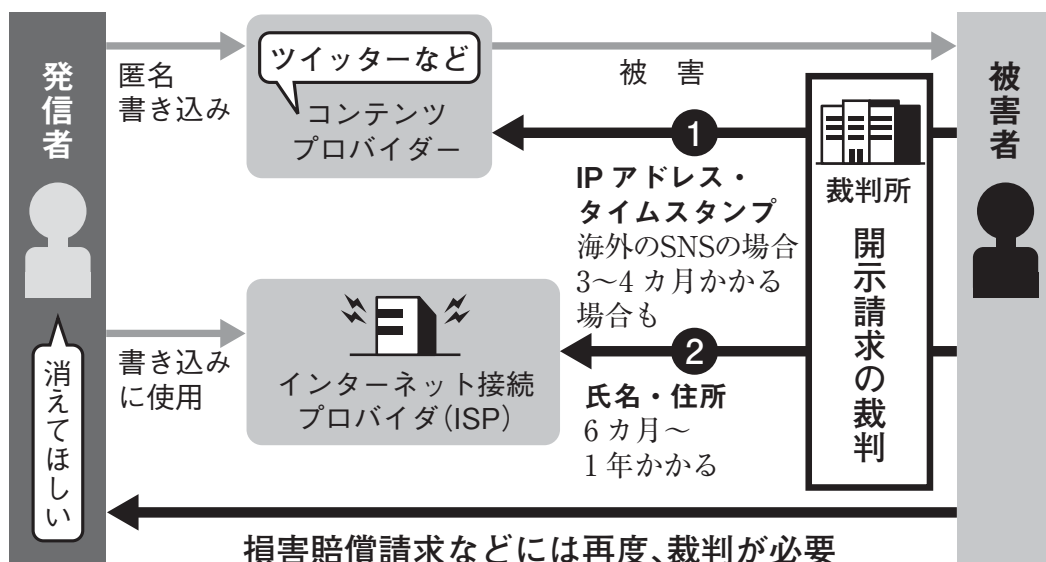
名表現の自由を奪われることになるため、慎重な判断が求められる。その結果、SNS事業者やISPが裁判外で自ら判断するのではなく、裁判所に命じられなければ開示しないという姿勢を取りがちになる。その場合、被害者は裁判手続を行わなければならない。

第3に、現在利用されている主要なSNSには、海外事業者によるものが多い。海外事業者に対して裁判手続を通じて発信者情報の開示請求をする場合、訴状の送達に半年から1年もの期間がかかってしまうのが実情で、迅速性に著しく欠けるといえる問題がある。

冒頭で述べた総務省の研究会で提案された「新たな裁判手続」は、これらの問題のいくつかを解決しようとするものである。具体的な制度設計はこれからであるが、それによって複数の裁判手続を経る必要がなくなり、また、海外事業者についても国内事業者と同様に手続を進めることができるように

なることが期待される。他方で、迅速さを求めるあまり、匿名表現の自由が軽視されることがあつてはならないだろう。

【図】 発信者情報の開示請求の流れ



③ ミュート、ブロックなど SNS の機能を使った対応

以上の手段のほか、ミュートやブロックといった SNS 上に用意された機能を使って被害者が自衛することも一定程度は可能である。どのような機能があるかは SNS ごとに異なるが、ツイッターの例で言えば、ミュートとは、指定した特定のアカウントの投稿が、そのアカウントのユーザーに気づかれないことなく、表示されなくなるような機能である。ブロックも同様であるが、こちらは相手方にもブロックされたことが分かるようになっていいる。

ミュートやブロックによって誹謗中傷投稿が自分の目には触れなくなるが、他のユーザーは見る事ができるので、効果としては限定的である。実際、匿名投稿による誹謗中傷の被害者は、誰が加害者なのか分からないために疑心暗鬼になり、日常生活にも支障をきたすようなことがあるのであって、誹

謗中傷が直接目に触れないことが有効な対策になる場合ばかりではない。

匿名表現の自由

前述のように、発信者情報の開示請求手続では、誹謗中傷の被害者の救済の必要性と、発信者の匿名表現の自由とが衝突しており、両者のバランスをどのように取るのかということがポイントとなるが、ここでは後者についてもう少し述べる。

一般に、表現の自由には匿名表現の自由も当然に含まれると考えられる。独裁国家での政府批判を考えれば明らかだが、現代の日本社会でも、官公庁や企業での不正を内部告発的に明らかにするような場合を考えれば、匿名表現を認めなければ本人に不利益が及び、社会で共有されなければならないような情報が公表されないことが多くあることが理解されよう。

前述のように、プロバイダ責任制限

法4条で、発信者情報開示請求が認められるためには、「権利が侵害されたことが明らか」であることが必要だとされているのは、このような匿名表現の自由の重要性からである。これに対して、「権利が侵害されたことが明らか」という要件を緩和すべきだという意見もある。しかし、発信者情報開示請求の実務に携わる弁護士からは、少しでも批判的な投稿がなされると発信者情報開示請求を行い、発信者に圧力を加えようとする団体・組織が存在するとの指摘がなされている。冒頭に触れた研究会の中間とりまとめ(案)でも、「現在の要件を緩和することについては極めて慎重に検討する必要がある」とされているところである。

匿名表現の自由に関連して参考となる事例として、韓国で2007年に導入され、2012年に憲法裁判所によって違憲だとされたインターネット「実名」制がある。これは、文字通りに投稿そのものを実名で行うことを義務付けるものではなく、アカウント作成等の際に事業者が本人確認を行うことを義務付けるものであるが、匿名表現の自由という問題の本質は変わらない。憲法裁判所は、匿名表現の自由が表現の自由に含まれるとしたうえで、こうした「実名」制は過剰な規制で憲法違反だとした(なお、選挙期間中の「実名」制を定める別の法律の規制については合憲としている)。

「誹謗中傷」対策と表現の自由

ここまで「誹謗中傷」という表現を使ってきたが、「誹謗中傷」とは何だろうか。誹謗中傷という概念は法律にはない。名誉毀損がそれに近いと思われるが、誹謗中傷は名誉毀損のほかに、侮辱その他のものも含まれ、法律的に見れば誹謗中傷という言葉は非常に曖昧である。多くの人々は、正当な批判と許されない誹謗中傷とを区別すべきだと考えるだろうが、前述のように、この区別はかなり難しい。その理由の一つは、今見たように、誹謗中傷という言葉の曖昧さにある。

名誉毀損であれば、法律や判例によって、許されない名誉毀損と、たとえ人の社会的評価を低下させたとしても公共性があるために許容される表現との区別の方法ははっきりしている。他方、侮辱については、許されない侮辱なのか、許容範囲なのかの判断方法はケースバイケースの判断となり、曖昧である。冒頭に述べた自民党PTの提言では、侮辱罪の罰則強化等の項目も含まれているが、その検討の際には表現の自由とのバランスをどう図るかに十分な注意が必要であろう。

なお、今見た名誉毀損や侮辱は、法律上、違法な表現だとされているものであるが、SNS上の削除に関して言えば、違法なものでなくても利用規約によって禁止し、削除することは可能

である。しかし、前述のように、SNSは表現の自由にとって重要なプラットフォームとなっていてことから、利用規約上の禁止事項をただ増やせばよいというものでもない。

おわりに

要するに、SNS上の誹謗中傷対策においては、単に被害者保護を強化すればよいというのではなく、表現の自由とのバランスを十分に考える必要がある。そのため、いかに本人が負担に思おうとも、正当な批判であるために削除請求や法的責任の追及ができない投稿も存在する。その場合には、本人の側でミュート等を行ったり、カウセンシング等を受けて精神的負担を軽減するといった自衛策をとるほかないこともある。

また、削除や法的責任に値する投稿であっても、こうした投稿が殺到していわゆる炎上状態になってしまえば、

そのすべてを削除させたり、ましてや法的責任を問うことは實際上困難である。その意味で、ここまで述べてきた諸対策には、「新たな裁判手続」の導入や、SNS事業者による削除の実効性向上といった改善を施したとしても限界がある。

そこで、他の方法も含めて重層的な対策を行う必要性があることになるが、結局、誹謗中傷問題のほか、ヘイトスピーチその他のSNS上の問題に関しても、最も重要なのはSNS利用者のリテラシーだろう。他人が常識と違う行動をしたときに、批判したくなる気持ちになるのは自然なことではあるが、SNSに投稿するということは、批判の的となった本人を含む世界中の人々に向かって発言することを意味する。皆が同じように批判的な投稿をすれば、その数によって言葉の暴力と化し、大変な苦しみを与えることになる。こうしたことに思いを巡らし、

また、場合によっては身元が開示されて責任が問われることがあることを理解し、SNSで投稿や拡散をする際にはよく注意をする必要がある。

SNS事業者においては、投稿や拡散の際の注意事項や、被害にあった場合に取り得る手段などを分かりやすく周知するとともに、誹謗中傷の投稿をしたり拡散したりしないよう投稿前に熟慮を促す仕組みの実装といったテクノロジー面で、利用者のリテラシーを補助するような取り組みも求められる。また、被害者を支援するための官民の取り組みも必要だろう。この点に関し、SNS事業者で構成する一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構は7月21日、法務省人権擁護機関、総務省と共同で、「#NoHeartNoSNS」のスローガンのもと、利用者の意識向上を呼び掛けるとともに、被害にあった場合の対処や相談先等の情報提供を開始した。

